家畜の飼養衛生管理状況に関する 定期報告書の提出について

平成23年4月家畜伝染病予防法の一部が改正され、「飼養衛生管理基 準」が見直されました。

それに伴い、対象家畜の所有者は、毎年、家畜の頭羽数及び飼養衛生 管理状況に関する事項について、都道府県知事に報告することが義務づ けられました。

平成24年度の定期報告について、報告内容の確認と準備をお願いし ます。

◆対象家畜の種類及び報告期限

対象家畜の種類	報告期限
牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし	4月15日
家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ 鳥、七面鳥)	6月15日

◆報告内容及び必要書類

- 1 基本情報

 - ①所有者の氏名及び住所 ②管理者の氏名及び住所 ③農場の名称及び所在地 ③農場の名称及び所在地
- ④家畜の種類及び頭羽数 (2月1日時点の内容)
- ⑤畜舎等の数
- 2 飼養衛生管理基準の遵守状況(チェックシート)
- 3 添付書類
 - ①農場平面図(衛生管理区域、消毒設備の設置場所を記入)
 - ②必要のないものを立入らせないための措置
 - ③消毒設備の種類
 - ④家畜伝染病発生時の埋却地、焼却等の準備状況(馬を除く)
 - ⑤大規模農場における追加措置 (担当獣医師名及び連絡先、通報ルールの書類)

★★★不明な点がありましたら、当所までお問い合わせ下さい。★★★

京都府山城家畜保健衛生所 〒610-0121京都府城陽市寺田北山田31-47 TEL:0774-52-2040 FAX:0774-52-2030